

# SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

4

No.226 | Apr. 2020

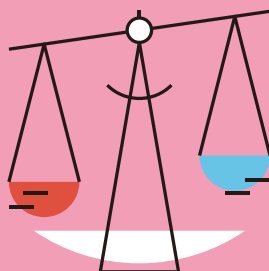
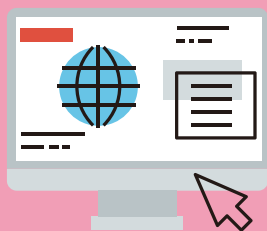
社・本郷NEWS

—  
新型コロナウイルス関連  
支援策情報



特集

## おさえておきたい 税制改正 のポイント



〈社長の履歴書〉ヨシモトポール株式会社 石原晴久氏  
〈1分でわかる税金のはなし〉外国の移転価格  
〈オフィスレポート〉沖縄事務所

# Tsui Hongo News

## 新型コロナウイルス(COVID-19)感染症関連支援策情報のご案内

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、事業者の経営状況の悪化が懸念されております。この影響に伴い、資金繰りに支障が生じることがないよう、政府等による支援策や相談窓口等が設けられておりますので、ご紹介いたします。

※この情報は2020年3月18日現在のものです。  
日々状況が変化しておりますので、詳しくは各ウェブサイト等で最新のものをご確認ください。

### 1. 信用保証制度

#### ◆ セーフティネット保証4号・5号

一般枠とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている508業種を対象に80%保証。

【対象要件】 売上が前年同月比、4号が▲20%以上減、5号が▲5%以上減の場合(業種については経済産業省・中小企業庁HPにて)  
【認定指定期間: 4号が令和2年6月1日まで、5号が令和2年3月31日まで】

#### ◆ 危機関連保証

セーフティネット保証とはさらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種\*を対象に借入債務の100%保証。  
※保証対象業種に限る

【対象要件】 原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で▲15%以上減、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で▲15%以上減見込な場合(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)【認定指定期間: 令和3年1月31日まで】

お問合せ先 | 全国信用保証協会連合会  
お近くの信用保証協会一覧 <https://www.zenshinoren.or.jp/others/nearest.html>

### 2. 融資制度

#### ◆ 新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業・中小企業事業)

日本政策金融公庫等の別枠制度。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業績悪化している企業に対し、信用力や担保によらず3年間一律金利0.9%引き下げ。  
【融資限度額】 国民生活事業: 6千万円 中小企業事業: 3億円

【対象要件】 次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業績が回復し、発展することが見込まれる方  
(1) 最近1ヶ月の売上が前年又は前々年同期比▲5%以上減  
(2) 業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して▲5%以上減  
① 過去3ヶ月の平均売上高  
② 令和元年12月の売上高  
③ 令和元年10月~12月の売上高平均額

#### ◆ 特別利子補給制度

左記の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を受けた中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業者などに対して利子補給を行う。

【対象要件】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件無し※	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上

※一定の規模以上は中小企業者に該当

#### ◆ マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資)

商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導を受けた小規模事業者に、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資。別枠1,000万円の範囲内で、通常貸付金利1.21%から当初3年間0.9%引下げ。(令和2年3月10日時点)

【対象要件】 最近1か月の売上が前年または前々年の同期比▲5%以上減

#### ◆ セーフティネット貸付

一時的に売上減少等業績が悪化しているが、中期的には業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の支援。中小企業事業は7.2億まで金利1.11%、国民生活事業は4800万円まで金利1.91%。(令和2年3月2日時点)

【対象要件】 数値要件にかかわらず今後の影響が見込まれる事業者

お問合せ先 | 日本政策金融公庫 <https://www.jfc.go.jp/> | 沖縄振興開発金融公庫 <https://www.okinawakouko.go.jp/>

他、業種を絞った支援や、都道府県独自の融資制度等がありますので、詳しくは下記リンクをご参照ください。

■ 経済産業省 「新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ」  
■ 中小企業基盤整備機構 J-Net21 新型コロナウイルス関連(都道府県別)

### 3. 保険・共済の利用

#### ◆ 生命保険の契約者貸付制度

各保険会社で解約返戻金の80~90%まで貸し付けを行っているケースがあります。また、ほとんどの保険会社で保険料の払込猶予制度を設けていますので、各保険会社へお問合せください。

#### ◆ 経営セーフティ共済の一時金貸付制度

12か月以上加入されている場合、運転資金等の一時貸付金を申請することができます。

お問合せ先 | 中小機構・経営セーフティ共済コールセンター TEL. 050-5541-7171

### 4. 国税庁からのお知らせ

申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限が、令和2年4月16日(木)まで延長されました。これに伴い口座からの振替日が、申告所得税は5月15日(金)、個人事業者の消費税は5月19日(火)になります。

※ 振替納税を初めて利用される方は、令和2年4月16日(木)までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出する必要があります。

お問合せ先 | 国税庁 <https://www.nta.go.jp/>

#### 辻・本郷の取り組み



辻・本郷では、新型コロナウイルスに関する政府支援策等についてのお知らせを、ウェブサイトにて随時情報を発信しています。また、社内サポートチームを設置し、顧問のお客様への支援体制を整えました。お困りの状況がございましたら、弊社担当者までご連絡ください。

スペシャリストが  
解説

# おさえとおきたい 税制改正 のポイント



昨年(2023年)の12月12日、令和2年度の税制改正大綱が閣議決定されました。人口減少と少子高齢化、および人生100年時代を背景とした税制改正です。令和2年度は大きな税制改正の項目のない「裏年(うらどし)」といわれていますが、様々な改正項目が盛り込まれています。そこで、スペシャリストである辻・本郷のスタッフが、注目度の高い項目をわかりやすく解説します。

個人関連については相続部部長の井口麻里子が、法人関連については執行理事の酒井啓二が担当します。

相続部 部長  
井口 麻里子



執行理事 税理士  
酒井 啓二



## 建物取得等に係る 消費税の仕入れ税額 控除制度の適正化

### 個人TOPIC 個人 01 | 消費課税

居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除制度が見直され、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。

#### POINT!

令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物の仕入れについて適用されます。



改正前	改正後
居住用事業用にかかわらず建物に係る消費税全額が仕入税額控除の対象 →建物に係る消費税が課税売上割合に応じて還付可能	居住用賃貸建物の課税仕入れについては仕入税額控除の対象外 →建物に係る消費税の還付が受けられない

### 個人TOPIC 個人 02 | 個人所得課税

## NISA口座の延長・拡充等、 ジュニアNISAの終了

NISA制度の更なる普及・利用により家計の安定的な資産形成等を促進する観点から、現行のNISA制度の代替となる新NISA制度が創設されます。また、積立NISAは5年間の期間延長により令和24年までとなります。ジュニアNISAは令和5年で終了となります。

#### POINT!

新NISA制度では令和6年から令和10年までの5年間、投資限度額は2階層に区分され、公募等株式投資信託については年間20万円、上場株式等については年間102万円までとなります。



	改正前			改正後	
	一般NISA	積立NISA	ジュニアNISA	一般NISA	積立NISA
対象者	居住者等 (20歳以上)	居住者等 (20歳以上)	居住者等 (20歳未満)	居住者等 (20歳以上)	居住者等 (20歳以上)
投資限度額	年間120万円	年間40万円	年間80万円	公募等株式投資信託 年間20万円 上場株式等 年間102万円	年間40万円
非課税期間	最長5年間	最長20年間	最長5年間	最長5年間	最長20年間
非課税対象	上場株式等・公募等 株式投資信託	公募等株式投資信託	上場株式等・公募等 株式投資信託	上場株式等・公募等 株式投資信託	公募等株式投資信託
投資可能期間	平成26年～令和5年	平成30年～令和19年	平成28年～令和5年	※令和6年～10年	平成30年～令和24年

※令和5年までは従前のままです。

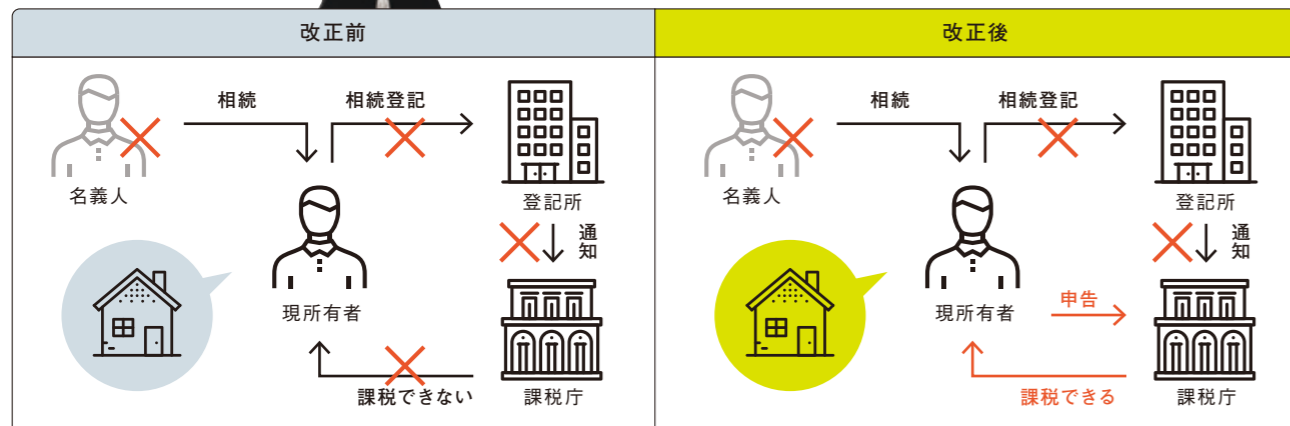
個人TOPIC 個人 03 | 資産課税

**POINT!**  
固定資産の所有者が一人も把握できなかった場合には、その使用者を所有者とみなして課税できるようになります。



## 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税

市町村長は、条例により、登記簿等に所有者として登記等がされている個人(納税義務者)が死亡している場合、その土地又は家屋を現に所有している者(以下「現所有者」。通常は相続人)に、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになります。

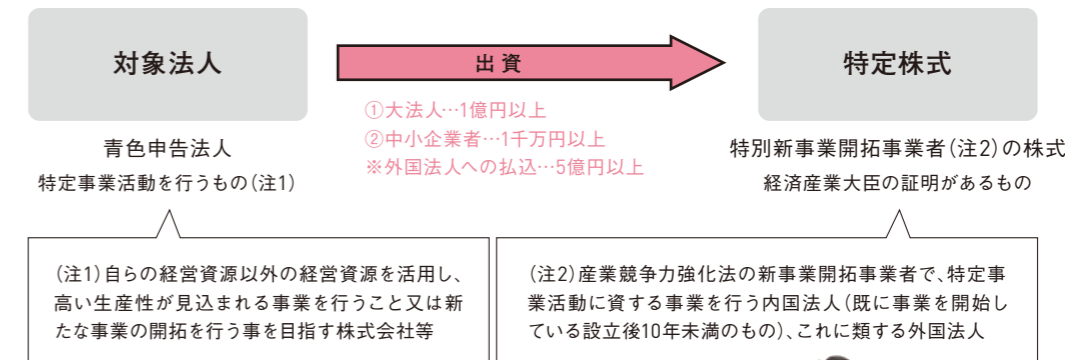


## オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設

法人TOPIC 法人 02 | 法人課税

新しい技術・ノウハウを持つ一定のベンチャー企業への出資に対し、出資の一定額の所得控除を認める措置が新たに設けられます。

- ①大法人  
対象法人が特定株式を取得し、取得日を含む事業年度末まで有している場合において、取得価額の25%以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得金額を上限に、その経理金額を損金算入することができます。
- ②中小企業者  
対象法人が特定株式を取得し、取得日を含む事業年度末まで有している場合には、取得価額の25%の所得控除ができます。



**POINT!**  
法人住民税及び法人事業税についても同様の取り扱いとなります。

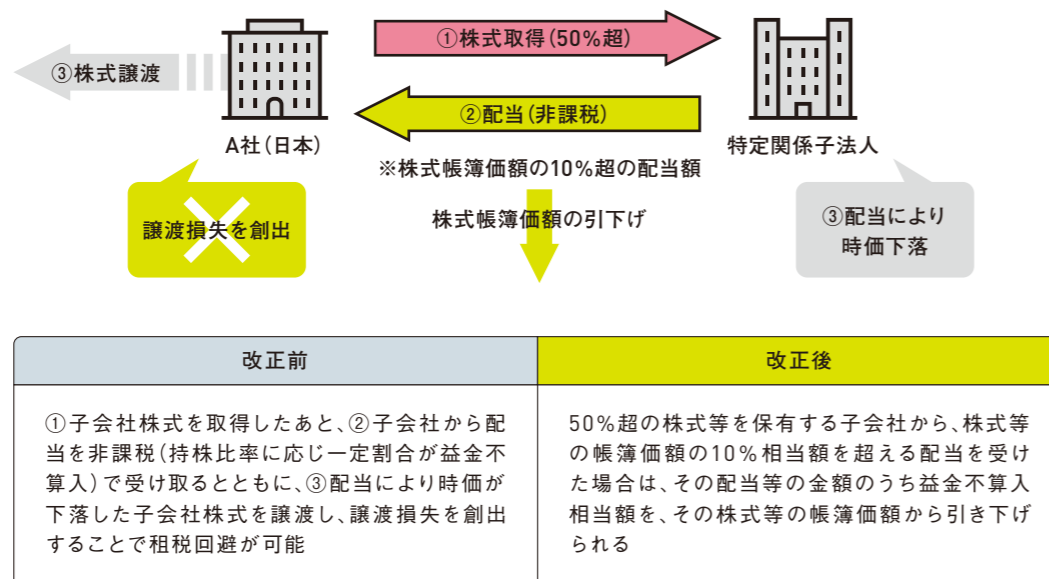


## 子会社配当と子会社株式譲渡を組み合わせた租税回避対応

法人TOPIC 法人 01 | 国際課税

海外子会社の配当と株式譲渡を組み合わせた租税回避防止策として、法人が一定の支配関係にある子会社から、一定の配当額を受ける場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額することとされます。

**POINT!**  
令和2年4月1日より適用となります。



法人TOPIC 法人 03 | 法人課税

## 連結納税からグループ通算制度へ

**POINT!**  
令和4年4月1日以後開始する事業年度より適用となります。また、連結納税からの移行に関する経過措置等が講じられます。

連結納税制度には、法人間の連絡・調整やグループ調整計算、修正・更正が生じた場合の再計算等により、企業や課税庁の事務負担が過重となるなどの問題がありました。そこで、連結納税制度が見直され、グループ通算制度への移行が行われます。



	連結納税制度	グループ通算制度
①適用法人・適用方法	下記②・③を除き、基本的に同様	
②申告を行う法人(納税単位)	親法人 (グループ全体が1つの納税単位)	親法人及び各子法人 (各法人それぞれが納税単位)
③申請・承認・却下・取消等	青色申告の承認を前提としない (連結法人は対象外)	青色申告の承認を前提とする
④連帯納付	あり	あり
⑤e-taxの利用	任意 (親法人の資本金が1億円超の場合、令和2年4月1日以後開始事業年度においては義務)	義務



# 社長の履歴書

03

President's  
Resume

ヨシモトポール株式会社



常に未来を見据え

変革していくこと。

辻・本郷 税理士法人がお取り引きさせて  
いただいている企業の社長にフォーカスし、  
社長のビジネスパーソンとしての半生をご紹介します。  
今回ご紹介するのは、案内標識柱や照明柱といった  
屋外における様々なポールの製造販売を手掛ける企業の社長です。  
経営者としての歩みの一端をご覧ください。

ヨシモトポール株式会社  
代表取締役社長

## 石原晴久氏

### 創業社長に惚れ込んで 今に至る

石原晴久さんは1978年にヨシモトポールに入社しました。そして、当時社長を務めていた創業者の由井克巳さん(現会長)と出会います。石原さんは、ビジネスパーソンとして、人として、由井さんからとても大きな影響を受けたと言います。

「それまでの人生の中で、由井会長ほどの魅力を持った人に会ったことはありませんでした。人情味にあふれ、先見性があって、しかもチャレンジ精神が旺盛。入社してから今に至るまで、ぞっこん惚れています」

### 事業転換を行い、 企業を成長させる

由井さんが優れた経営者であることを物語るエピソードとして、1980年代中頃に行った大きな事業転換が挙げられます。高度経済成長期、電電公社(現NTT)への納入拡大に伴って企業を成長させてきましたが、資材の国際調達化により、事業撤退を余儀なくされます。そこで、由井さんは当時としては、未開拓事

業領域であった「まちづくり事業」へと舵を切ります。量産型ではなく一品一様の付加価値の高い製品開発への挑戦。これが功を奏し、国内外から脚光を浴びることとなります。未来を見据えた由井さんの経営者としての手腕に、石原さんは大いに感銘を受けたといいます。

石原さんは2015年に社長に就任します。そして、由井さんの考えを受け継ぎ、現在の経済環境を踏まえ、未来を見据えた新たな指針を打ち出しています。それは、これまでのまちづくり事業に加えて、「鉄道」「電力」「通信」といったベーシックなインフラ事業に参入し、安定的な経営基盤を築くことです。まちづくり事業は納品すればそれで終わりですが、インフラ事業には継続性があります。社員の業務負担を軽減しながら経営の効率化を図るといふ、時代にフィットした経営戦略へと舵を切ろうとしています。

### 慢心することなく、 その先を見つめる

石原さんの座右の銘は、百尺竿頭(ひゃくしゃくかんとう)。最高の地点からさらに努力してその先



非常時にも太陽光で発電ができる、オリジナルで開発されたテーブルにて

### BIOGRAPHY

- ・1954年 岡山県高梁市生まれ
- ・1973年 岡山県立岡山朝日高等学校 卒業
- ・1978年 中央大学 卒業
- ・1978年 ヨシモトポール株式会社 入社
- ・2015年 代表取締役社長に就任

を目指す向上心のことを意味し、経営者は未来を見つめることが重要だといいます。

「慢心はいけません。由井会長が行ってきたように、現状に甘えることなく、未来を見据え、常に有望な技術、製品、市場を見つけていかなければなりません。そして、方向性を見極めたら、恐れることなく変革を実行していくことが大切です。それができない企業は残っていくことはできません。このことは片時も忘れてはいけません」

### ヨシモトポール株式会社

1961年にコンクリートポールメーカーとして誕生。その後、時代のニーズに応じる形でステールポールの製造も行うようになり、今日の製品領域は電力、鉄道、通信、照明、標識、信号、

スポーツ関連施設など幅広い社会インフラに及びます。令和元年より「災害に強いくにづくりに良い品を」という新たな経営理念を掲げ、企業活動を展開しています。



東京駅行幸通りの照明柱



社・本郷 税理士法人

## オフィシャルレポート

## Vol. 04 沖縄事務所

全国で活躍している社・本郷 税理士法人の事務所をご紹介します。  
第4回目となる今回は、沖縄からのレポートになります。



沖縄事務所は、新規立ち上げの事務所として、2011年に開設し、10年目に入りました。場所は、那覇バスターミナルの目の前に位置しています。

スタッフは約20名おり、平均年齢30代と若く、女性が半数を占め、子持ちの主婦の方も多く活躍しています。家族や友人との時間を大切にしており、歓送迎会もランチタイムに行くなど『イマドキ社風』が良い関係性を築いていると感じています。

弊事務所では、個人・法人のお客様に対する通常の月次・年次の決算業務や監査対応をはじめ、

相続、事業承継、医療法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人などの非営利法人コンサルティングまで、幅広い業務に対応しています。本部の専門チームとの連携や、国税OBの先生へ相談する体制も整っており、地域のお客様に安心して頂けるよう業務に取り組んでいます。

沖縄県内特有の事情もふまえつつ、本部の考え方も取り入れ、税務・会計等を通じ、お客様と地域の発展に貢献したいと考えています。何でもお気軽にご相談ください！



沖縄事務所所長  
真境名元樹

入社以来、新宿事務所などで会計、税務面のサポートや相続・事業承継のコンサルティングを行って参りましたが、この度、6年ぶりに帰郷となりました。今後は、お客様にご満足いただけるさらに魅力ある沖縄事務所を目指します。

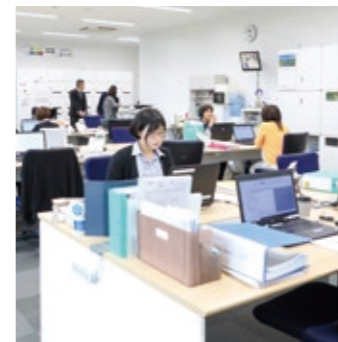
## 沖縄の魅力とは？

沖縄の魅力は、やはり海。美しい海といった観光資源に恵まれ、インバウンド・県外問わず多くの方に愛されています。アジアの中心地であるという位置的なメリットも、アジアに海外進出しようとしている企業にとっては大きな魅力。首里城などの琉球文化やアメリカなどの異国の雰囲気に触れつつ、県外ではできない体験をしたら、面白い発想も生まれるはず。『海外』のつもりで、ぜひ一度めんそーりよー！

## STAFF RECOMMEND



業務が属人的になる傾向がありますが、ゆいまーの精神を忘れずに、雰囲気の良い環境も魅力です。(小濱)



整理整頓は業務効率の基本。フリーアドレスで綺麗な沖縄事務所が大好きです！(漆畑)



沖縄県は電車がなく車社会。天気の良い日は海沿いのドライブがとても気持ち良いです。(照屋)



色とりどりの沖縄の食材に負けない柄や色が特徴のやちむん。テーブルを華やかにします。(新里)



南城市に位置するカフェ「浜辺の茶屋」では店名の通り、海を眺めつつティータイムを楽しめます。(福田)



沖縄県民熱愛のオリオンビール！名護市にある工場では無料見学ができます(要予約)。(高良)

## ② 沖縄事務所

〒900-0029  
沖縄県那覇市旭町1-9  
カフーナ旭橋B街区ビル 1階  
Tel.098-941-3230 Fax.098-941-3231



あ 相 気 ち  
れ 続 にな ち  
れ の なる り  
れ の る と

木村信夫の

『お産フライトが難しくなった!』

### 1 資産フライトの前にお産フライトを!

今からほぼ8年前に「資産フライトの前にお産フライトを!」というコラムを書きました。それは出産直前にハワイの病院に行き出産して、その子供に米国の国籍をもらうというものです。

扶養控除を増やすためと、米国の国籍をもらうために年末にハワイ行きの飛行機にのる女性がたくさんいました。その当時は、資産を海外に持って行き、それをもらう人が日本の居住者でなくて、外国の国籍者(日本の国籍を捨てる)であれば、日本の相続税や贈与税は全くかかりませんでした。

あれからどうなったのでしょうか?

### 2 その子供の国籍だけでなく家族の永住権ももらう事ができる!

米国では、2016年の後半から2017年の前半の1年の間に短期観光ビザで入国した女性から生まれた子供は約3万3000人もいるそうです。

この子供たちが成人に達すると家族の永住権を申請することができます。このような危機感からか、トランプ大統領は、外国籍の女性が米国内で出産することを規制しようとしています。

最近、サイパン島へ旅行しようとした若い女性が妊娠検査を受けるように求められた話も聞きました。それは米国籍をもらうためだけの「パスツーリズム(出産旅行)」を抑制するためだそうです。

このようなお産フライトをするのは、最近では中国人が多いとのこと。

### 3 10年我慢できますか?

先ほどのような相続税対策が横行したので平成12年と平成25年に大きな改正が行われました。それは財産を渡す人ももらう人も5年間海外で生活をしなければならなくなり、その後のさらなる改正でお互いに10年間海外で生活しなければならなくなりました。

5年間指折り数えてその日が来るのを待っていた人もいたそうですが、その期間が10年に変更になり、がっかりきて日本に戻ってきた人も多いと聞きます。

10年間の海外生活と相続税の節税、あなたはどちらを優先しますか。

(参考資料) ●日経新聞 2020年1月24日 ●BBC.COM 2020年1月17日、同1月24日

辻・本郷の

# M & A アドバイザー

今日の企業経営において、成長戦略の実現や事業承継問題の解決に向けてM&A戦略は不可欠です。案件のプロセス全体のコーディネートから部分的なご依頼への対応まで、M&Aの実行に関して、幅広くワンストップでアドバイスを行います。

## 辻・本郷のM&A 5つのお約束

### 1 辻・本郷グループの安心・クオリティ

豊富な情報と経験豊かな専門スタッフで、ご満足いただけるクオリティと安心をお約束します。

### 2 自ら50の会計事務所をM&Aしたノウハウ

自らの経験で培ったノウハウで、お客様のM&Aをスムーズに進めます。

### 3 全国66か所の事務所による現地でのサポート

北海道から沖縄まで、全国ネットワークで、スピーディーに対応いたします。

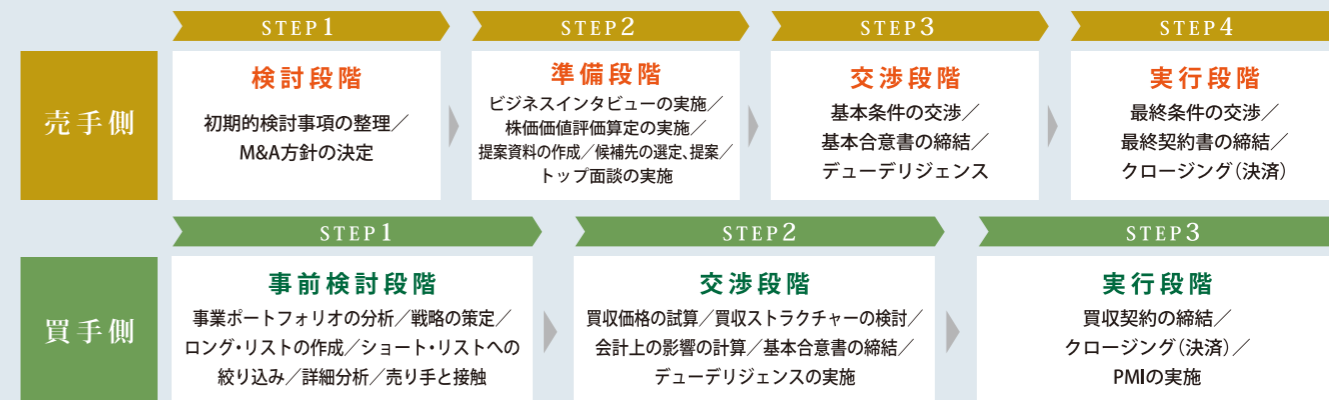
### 4 M&A～資産承継・相続対策までご支援

税理士法人のバックグラウンドを活かし、円滑な財産の承継をサポートします

### 5 顧問としてのお付き合いを大切にいたします

お客様に寄り添い、親身できめ細やかな対応を心がけています。

## M&Aのプロセス(一般的なもの)



辻・本郷グループの組織力を活かし、  
税務面でのアドバイスや申告など、M&A後もサポートいたします。

業種、形態、企業規模を問わずあらゆるM&Aに対応し、お客様に最適なプランをご提案いたします。

**辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社**  
HONGO TSUJI BUSINESS CONSULTING

**辻・本郷 税理士法人**  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

ご相談・お問い合わせ

URL <https://www.ht-bc.jp/>

MAIL [ma@ht-bc.jp](mailto:ma@ht-bc.jp)

TEL 03-5208-1180 【受付時間】9:00~17:30  
※土・日・祝日除く



## 辻・本郷 税理士法人 事務所一覧

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町2-29 朝日生命一関ビル2階 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
いわき事務所	〒971-8162 福島県いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2階 TEL.0246-73-1800 FAX.0246-73-1801
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
宇都宮事務所	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り4-2-10 宇都宮駅前ビル6階 TEL.028-600-5770 FAX.028-600-5771
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
熊谷事務所	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-4 熊谷朝日八十二ビル7階 TEL.048-599-3071 FAX.048-599-3072
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
所沢事務所	〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町15-14 所沢第一生命ビルディング5階 TEL.04-2940-1950 FAX.04-2940-1951
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.04-7165-8801 FAX.04-7165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOKA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
亀戸事務所	〒136-0071 東京都江東区亀戸2-31-10 コクブ亀戸ビル3階 TEL.03-3638-1822 FAX.03-3638-8665
北千住事務所	〒120-0035 東京都足立区千住中居町28-5 SN千住ビル2階 TEL.03-5284-2030 FAX.03-5284-2031
秋葉原事務所	〒101-0021 東京都千代田区外神田1-18-19 新秋葉原ビル6階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
東京事務所	〒100-6920 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング20階 TEL.03-6860-5051 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5296-9057 FAX.03-5296-9058
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿センタービル事務所	〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階 TEL.03-5323-3323 FAX.03-5323-3550
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301(代表) FAX.03-5323-3302
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.050-3730-0417

代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
練馬事務所	〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-24-2 パシフィックニュー豊玉2階 TEL.03-3948-8292 FAX.03-3948-9427
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル6階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル11階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市中原町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-298-6007 FAX.055-298-6008
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3-60 豊橋イーストビル6階 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
熊本事務所	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町10-34 熊本花畑ビル5階 TEL.096-311-5015 FAX.096-311-5016
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル(旧第一生命ビル) TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231